

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について
藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程を次のように改正する。

2013年（平成25年）1月10日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

平成25年4月1日

提案理由

この規程を提出したのは、学校給食調理員のうちその職が上級主査である学校給食調理員について、業務監督者としての職務を定めるため、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 2 5 年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 赤 見 恵 司

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程（平成 8 年教育委員会訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 学校給食調理員のうちその職が上級主査である学校給食調理員は，次に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 応援派遣業務に関する計画並びに従事する職員の調整，指導及び監督

(2) 臨時的な業務に係る作業計画及び作業手順に関すること。

(3) 研修の企画及び実施に関すること。

(4) 関係各課との連絡調整に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか，所属長が行うことを命じた業務

附 則

この訓令は，平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(学校給食調理員)</p> <p>第6条 学校給食調理員は、次に掲げる業務に従事するものとする。</p> <p>(1) 給食の調理及び配分に関すること。</p> <p>(2) 食器、調理用具等の洗浄及び消毒並びにそれらの整理及び保管に関すること。</p> <p>(3) 調理室、物資倉庫等の施設の清掃及び消毒並びにそれらの施設内の整理及び整頓<small>とん</small>に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務 (業務監督者の職務)</p> <p>第7条 学校用務員のうちその職が上級主査である学校用務員は、次に掲げる業務に従事するものとする。</p> <p>(1) 集団作業業務に関する計画並びに従事する職員の調整、指導及び監督</p> <p>(2) 臨時的な業務に係る作業計画及び作業手順に関すること。</p> <p>(3) 研修の企画及び実施に関すること。</p> <p>(4) 関係各課との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務</p>	<p>(学校給食調理員)</p> <p>第6条 学校給食調理員は、次に掲げる業務に従事するものとする。</p> <p>(1) 給食の調理及び配分に関すること。</p> <p>(2) 食器、調理用具等の洗浄及び消毒並びにそれらの整理及び保管に関すること。</p> <p>(3) 調理室、物資倉庫等の施設の清掃及び消毒並びにそれらの施設内の整理及び整頓<small>とん</small>に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務 (業務監督者の職務)</p> <p>第7条 学校用務員のうちその職が上級主査である学校用務員は、次に掲げる業務に従事するものとする。</p> <p>(1) 集団作業業務に関する計画並びに従事する職員の調整、指導及び監督</p> <p>(2) 臨時的な業務に係る作業計画及び作業手順に関すること。</p> <p>(3) 研修の企画及び実施に関すること。</p> <p>(4) 関係各課との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が行うことを命じた業務</p>

2 学校給食調理員のうちその職が上級主査である学校給食調理員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 応援派遣業務に関する計画並びに従事する職員の調整，指導及び監督

(2) 臨時的な業務に係る作業計画及び作業手順に関すること。

(3) 研修の企画及び実施に関すること。

(4) 関係各課との連絡調整に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか，所属長が行うことを命じた業務

附 則(平成25年教委訓令甲第 号)

この訓令は，平成25年4月1日から施行する。